

1. 件名：日本原子力研究開発機構大洗研究所（照射燃料集合体試験施設）の使用施設等の使用前確認等に関する面談

2. 日時：令和3年11月30日 13時30分～14時10分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 高速炉サイクル研究開発センター

燃料材料開発部 集合体試験課 マネージャ他1名

安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室 担当者

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、令和3年11月16日付け令03原機（速材）006をもって申請があった大洗研究所照射燃料集合体試験施設（使用施設）に係る使用前確認申請について、同申請書に基づき内容の説明があった。

○原子力規制庁から、使用変更許可申請書及びその審査書の内容を踏まえ、原子力機構に以下の事項を伝えた。

- ・「使用前確認を受けようとする使用施設等の工事の方法」を法令に基づき「使用前確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法」に訂正し、「設計条件」及び「設計仕様」を記載すること。
- ・添付資料-1「工事の工程に関する説明書」において、外観検査及び材料検査は、1号検査とすること。
- ・添付資料-4「使用施設等の技術基準及び核燃料物質の使用許可申請書に関する説明書」を「使用施設等の技術基準への適合及び工事の使用変更許可申請書によるものであることに関する説明書」に訂正し、法令に基づき「工事の使用変更許可申請書によるものであることに関する説明」及び「使用施設等の技術基準への適合に関する説明」を記載すること。
- ・閉じ込めに係る安全機能である「試料室の真空構造」を、外観検査で確認するとしているが、性能検査による確認を検討すること。
- ・火災等による損傷の防止に係る安全機能の検査のうち、材料検査につい

て、その判定基準を「ステンレス鋼等の鉄鋼材料であること」としているが、変更許可申請書では当該材料を「ステンレス鋼」としているため、これに適合する記載とすること。

- ・遮蔽に係る安全機能の説明において、核燃料物質等との離隔距離に、建屋図面情報による管理区域境界壁厚を適用するものについては、図面上に当該説明を記載すること。また、管理区域境界線量評価点における線量評価において、当該壁厚の遮蔽能力を考慮していないことを記載すること。

○原子力機構から了解した旨の回答があった。

6. その他
なし。

以上